

介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。

この目的に沿って、当事業所では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

また、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 提供できるサービスの地域

事業所名	グループホーム 長寿の郷
指定番号	1771700265
所在地	石川県鳳珠郡能登町字布浦ノ字10番地3
管理者の氏名	山形 広之
電話番号	0768-72-8822
FAX番号	0768-72-1388

(2) 事業所の従業者体制

業務内容	常勤	非常勤	合計
管理者	1名	0名	1名
計画作成担当者	(3) 名	0名	(3) 名
介護職員	16 (1) 名	3名	19 (1) 名

* () 内は兼務

(3) 利用定員 27名

(4) 設備の概要

○居室

利用者の居室は、原則個室（定員1名）とし、ベッド・枕元灯・ロッカー等を備品として備えます。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、定員2名とすることができます。

○食堂

利用者の使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・いす・食器類などの備品類を備えます。

○その他の設備

設備としてその他に、居間、台所、浴室等の設備を設け、寝具等の備品を備えています。

3. サービスの内容

- ① 認知症対応型共同生活介護計画の立案
- ② 食事
- ③ 入浴
- ④ 排泄
- ⑤ 機能訓練
- ⑥ 相談援助サービス
- ⑦ 行政手続代行
- ⑧ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

4. 短期利用共同生活介護

- (1)各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の認知症対応型共同生活介護を提供します。
- (2)短期利用共同生活介護の定員は、認知症対応型共同生活住居につき1名のみご利用できます。
- (3)短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間となります。
- (4)短期利用共同生活介護の利用する場合、利用者を担当する居宅介護支援

専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿って、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成し、その介護計画に従いサービスを提供いたします。

(5)利用者が入院等のために、長期間不在となる場合は、利用者及びご家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがあります。なお、この期間の家賃等の経費については利用者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担することとなります。

5. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・ 協力医療機関

- ・ 名称 珠洲市総合病院
- ・ 住所 石川県珠洲市野々江町ユ部 1 - 1
- ・ 名称 公立宇出津総合病院
- ・ 住所 石川県鳳珠郡能登町宇出津 97

・ 協力歯科医療機関

- ・ 名称 草山歯科医院
- ・ 住所 石川県鳳珠郡能登町字小木 1 5 - 2 3 - 4

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

6. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

□介護報酬告示額

(※ ただし、以下の金額は1割負担の場合ですので、自己負担割合が2割の方は2倍、3割の方は3倍の負担となります。)

(1) 基本料金

ア 介護予防認知症対応型共同生活介護（Ⅱ）（1日につき）

	単位数	利用者負担金額
要支援2	7,490/日	749円

イ 認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）（1日につき）

	単位数	利用者負担金額
要介護1	7,530/日	753円
要介護2	7,880/日	788円
要介護3	8,120/日	812円
要介護4	8,280/日	828円
要介護5	8,450/日	845円

ウ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護（Ⅱ）（1日につき）

	単位数	利用者負担金額
要支援2	7,770/日	777円

エ 短期利用認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）（1日につき）

	単位数	利用者負担金額
要介護1	7,810/日	781円
要介護2	8,170/日	817円
要介護3	8,410/日	841円
要介護4	8,580/日	858円
要介護5	8,740/日	874円

(2) 加算額等

・初期加算 1日につき 30円（入居した日から30日まで）

・サービス提供体制加算

サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 1日につき 22円

サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 1日につき 18円

サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 1日につき 6円

・夜間支援体制加算

（1）夜間支援体制加算（Ⅰ） 1日につき 50円

（2）夜間支援体制加算（Ⅱ） 1日につき 25円

- ・認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日を限度）1日につき 200円
- ・若年性認知症入所者受入加算 1日につき 120円
- ・認知症専門ケア加算
 - （1）認知症専門ケア加算（Ⅰ） 1日につき 3円
 - （2）認知症専門ケア加算（Ⅱ） 1日につき 4円
- ・認知症チームケア推進加算（Ⅰ） 1月につき 150円
- ・認知症チームケア推進加算（Ⅱ） 1月につき 120円
- ・医療連携体制加算（Ⅰ）イ 1日につき 57円
- ・医療連携体制加算（Ⅰ）ロ 1日につき 47円
- ・医療連携体制加算（Ⅰ）ハ 1日につき 37円
- ・医療連携体制加算（Ⅱ） 1日につき 5円
- ・協力医療機関連携加算（1） 1月につき 100円
- ・協力医療機関連携加算（2） 1月につき 40円
- ・退居時相談援助加算 1人1回を限度 400円
- ・退所時情報提供加算 250円
- ・看取り介護加算
 - 死亡日以前31日以上45日以下 1日につき 72円
 - 死亡日以前4日以上30日以下 1日につき 144円
 - 死亡日以前2日または3日 1日につき 680円
 - 死亡日 1日につき 1280円

- ・ 科学的介護推進体制加算 1月につき 40円
- ・ 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 1月につき 10円
- ・ 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 1月につき 5円

- ・ 新興感染症等施設療養費

1月に1回、連続する5日を限度として240円を請求

- ・ 入院時費用

利用者が病院等への入院を要した場合、1月に6日を限度として

所定の基本料金に代えて1日につき246円を請求

- ・ 身体拘束廃止未実施減算

身体拘束を廃止するための取組が行われていない場合 10%減算

- ・ 高齢者虐待防止措置未実施減算

虐待を防止するための措置が講じられていない場合 1%減算

- ・ 業務継続計画未策定減算

災害や感染症が発生した際の対応等が計画されていない場合 3%減算

- ・ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 1月につき

1カ月当たりの総単位数に対し18.6%加算されます。

□その他の費用（1日あたり）

- （1）食材料費 1,500円
- （2）居住費（室料） 1,200円
- （3）光熱水費 850円
- （4）紙パンツ代（1袋） 実費 尿とりパット代（1袋） 実費
- （5）日常生活費 実費
- （6）理美容代 実費
- （7）事務取扱手数料 500円（1カ月分）

1か月当たりの利用料金：入居時にご説明いたします。

*その他、日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用は、利用料と一緒に徴収させていただきます。

7. 利用料金のお支払い方法

前記の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求します。自動引落しの場合は翌月22日（土、日、祝日の場合はその翌日）に引落としとなります。それ以外の場合は、請求書到着後すみやかにお支払いください。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 窓口での現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

北國銀行 珠洲支店 普通預金 12879

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：ISNET 代金回収サービス対応金融機関

8. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 利用者は、管理者その他の従業員による指導又は指示に従うとともに、事業所内における共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めること。
- ② 利用者は、外出を希望する場合は、所定の手続きにより管理者に届け出ること。
- ③ 利用者は、事業所の整理、整頓その他環境衛生を保持するため、事業所に協力すること。
- ④ 利用者は、事業所が定める遵守事項に従うこと。

9. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画や業務継続計画を作成し、それに基づき、利用者及び従業員等の訓練を実施し、必要に応じて随時計画の見直しを行います。

10. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

11. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

12. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はそのご家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

13. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

14. 高齢者虐待防止

利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、従業員に対して高齢者虐待についての研修を定期的に行い、実際の介護の場面で虐待が疑われる対応がされていないかを客観的に検討する機会を設けます。また、利用者及びその家族からの苦情等を受付ける体制を整えます。

従業員が行うサービスの提供中に受けたと思われる虐待に限らず、家族等から虐待を受けたと思われる状況を発見した場合も、市町に対して速やかに通報等の対応を行います。

15. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

16. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者： 副所長 **小関 里美**

ご利用時間： 8時30分～17時30分（通年）

ご利用方法 電話 0768-72-8822

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

[石川県国民健康保険団体連合会]

○受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日除く）

○電話番号 076-231-1110

[石川県福祉サービス運営適正化委員会]

○受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日除く）

○電話番号 076-234-2556

[珠洲市 福祉課]

○受付時間 8：30～17：15（土・日・祝日除く）

○電話番号 0768-82-7749

[能登町 健康福祉課]

○受付時間 8：30～17：15（土・日・祝日除く）

○電話番号 0768-62-8515

17. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

令和 年 月 日

指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

所在地 石川県鳳珠郡能登町字布浦ノ字10番地3
事業所名 グループホーム長寿の郷
(指定番号1771700265)

説明者

印

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定認知症対応型共同生活介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

<契約者> 住 所

氏 名

印

<家族の代表> 住 所

氏 名

印

(続柄)

利用者は、心身の状況等により署名が出来ない為、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

<署名代筆者> 住 所

氏 名

印

(続柄)